

第十回 参議院文部委員会會議録第二十三号

(三四五)

昭和二十六年三月二十日(火曜日)午後二時五分開会

本日の會議に付した事件

○昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用圖書の給与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(堀越二郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

それでは日程第一、昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用圖書の給与に關する法律案を上程いたします。これは昨日質疑を終了いたしましたのでありますが、質疑は終了いたしましたものと取扱つて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越二郎君) それでは御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○高田なほ子君 本法案に對しましては、賛我の意を表するものでございまして、本法案は政府の提案理由の通りに、画期的な文教政策でございまして、憲法に示す義務教育の無償という精神を一日も早く生かしたいと念願しておりますが故に、原則的に賛成をしますが、ごさいすけれども、本法案の審議の過程におきまして、この崇高な精神を實施し得ない幾多の欺瞞性が露呈されておることを私はここに指摘しなければなりません。第一審に挙げられたことは、この法案の精神を生かすために、基本的な計画性というものを

持たなければならぬのでございまして、全児童に對して無償給与するというような文部省の主張並びに本法案の主張でございすけれども、實際的には経済的な事由を藉にとりまして、二十七年に於ける計画さえもまだ立てられていない。文部省は来年度からはよい案を出して、そして期待に副いたい、或いは審議會によつて更に本法案の實施については検討をするというようなことを言われておるのでありますが、少くとも画期的な文教政策であるならば、すでに発足前に審議會というものが作られて、或いはその他の機關によりまして、もつと計画的な實施をするのに何ら支障のない方向がとられなければならぬはずなのに、こういうような無計画性であるというところは、これは単に本法を實施すれば、それで済むのだというやうな意味にとられても、これはいたしかたがないというところを考へざるを得ないのでございす。次に挙げることは、予算的な裏付けがないために非科学的な基礎数字によつて、非常に低廉極まる単価を出しておることとございす。今日國際的な情勢によりまして、物価の値上げが一日ごとに高まつて参りますので、非常に今後の用紙の値上りというところ、或いはその他教科書の発行に關するあらゆる経費の値上りというところが考へられなければならない。而もこれに加えて、用紙の統制撤廃の問題がからんでおりますので、この低廉な非科学的な基礎数字によつた単価で以ては、到底本法案の精神を實施す

ることの不可能であることは、当初における文部省の案は三つの種類の教科書を配給する案でありましたにかかわらず、この案の審議過程において、遂に算数と國語の二種類だけきり出せなくなつたということによつても明らかであらうと思つてございす。而も本法案は、國庫においてこの二分の一の負担をするということが明記されておるのでありますが、今日地方財政の逼迫した折から、更に平衡交付金の中に教育費が含まれておつて、固然としてそこに教育費というものの建前はつきりしておりませんために、このやうな物価の値上りによりました場合には、二分の一の國庫負担というところを言ひながら、實際的には三分の一が國庫負担、三分の一が地方負担、そして残りの三分の一が父兄の負担になるというところは火を見るよりも明らかなことであると思つてございす。現在においても全児童の二割乃至三割の子供は教科書を買うことができないというやうななじめな現状に迫られておられますので、今後この法案を實施するに當つて考へなければならぬ、この低廉な単価によつて来たところの質の低下ということが当然憂慮される問題になつて来ると思へられるわけです。こういうやうなことは一時的に國民を糊塗する方便であるというやうな鋭い批判を受けても、これはやむを得ないというところを言わざるを得ないのであります。そこで私は本法案の實施に當りまして、このような一時的の糊塗的

な手段ではなくて、義務教育の無償の理想を本當に實現するために、計画性を樹立して置くということが先ず第一であります。而もその計画の樹立に當りましては、子供のよい成長を願われらば、先ず教科書費と、そして量というところに対してもつと本質的な方策が講じられなければなりません。そのためには予算的な裏付けというものを十分にしなければならなりません。今日のこの法案の實施に當りまして、文部省は当初の計画の二分の一乃至三分の一というやうな非常な少い予算でこれを實施するといふやうなことではなくて、単価を實際的な科学的な調査によつて、これを引上げ、そして父兄に負担をさせることなく、義務教育の全額國庫負担というこの憲法の精神を歪曲することなく、これを広汎に全義務教育の児童に對して行ななければならぬ、これを條件といたしまして、私は賛成をするものであります。

○岩間正男君 私はこの法案に不賛成であります。飄われておるところは義務教育の無償、それを一部分果すのであつて、この法案の第一條にその趣旨が書かれております。その趣旨を見ますと、義務教育の無償の理想のやうに広範な實現への試みとして、なかなか大きなことが書かれておるのでありますけれども、果してこれだけの手段で、憲法で保障してありますところの義務教育無償の理想が一体どれだけ達成されるかという点において、非常にこれは疑問を感じざるを得ないのであります。大体日本の文教の性格がこの法案にも出ておると思つておりますが、これはしばしば、我々も委員会或いはあらゆる機会におきまして論議して参つたところでありまして、けれども、日本教育改革の大きな目標は教育の民主化或いは又教育の機会均等確立、こういうことが謳われておりますけれども、これが予算的な措置、財政的な基礎を確立しない、そういう努力が非常に十分になされてい

る事態に對しては、つまみ食い程度のことをするべきではない、我々といへども、最初から義務教育無償といふことを非常に大きな念願としてやつて参つたわけでありませう。そしてこのことは同時に、戦争前の日本教育が持つておりましたところの貧富の差によるところの教育の二つの階級性、つまり貧しいものが教育を受けたくても、才能があつても、受けることができない。そして富めるものがそれほど才能がなくとも親の光や財的な裏付けによつて、上のほうの學校に進む、ここに近代日本の一つの不幸があつた、こういうふうな考えで、こういうものを解決するために、飽くまでこれは強力な財政的措置をしなければならぬ。そして、そういうふうな要求を本場に叶えるのが、つまり憲法二十六条におけるところの「義務教育は、これを無償とする。」というふうな高貴な一つの理想を盛つた条項であらうと思ふのであります。それが五年間放置されておりました、今こういふ形で、全くその一端といふことではなされるのでありますけれども、これは何と言いましても、今言つたやうに非常に杜撰なものであるといふことを言わざるを得ないのであります。仮に昨日の委員会の審議におきまして、文部省の側の意向を伺つたのであります、最低の限度において義務教育を達成するために、どれだけの費用が必要か、これに對しては、文部省側の答弁として、教科書が小学校の全部、盲学校、そういうものを見積りますと、約四十九億、給食費が二百三十三億、それに学用品として二百三十三億、大体計五百億足らずの予算が必要といふことが言われてお

るのであります。併しこれは物価高になる前の一つの推計でございませうから、物価の現在の値上りを見ますといふと、約七百億といふものが、教科書、給食費、学用品、これだけの最低の義務保障をするために必要なのであります。然るに更にこれに對しては、子供の雨傘とか、履物とか、そういうふうなものまで、もつと教育の十全な機会均等といふものが実現される、そういう理想的な場合を考えますと、これは千五百億とか、二千億とかいふ数字が出て来るのであります。こういうふうな要求に對しては、一億三千何万といふ数字といふものは、甚だこれは僅少なものであります。その結果は、先ほど高田委員からも指摘されましたやうに、非常にこれは数字的に問題にならないといふやうなことが起つて来るのであります。そしてそれが又見通しのない一年限りの法案といふ形で出されておりました。先にやつて果してこういふやうなことが持続されるのであるかどうかといふ保障も現在ではないのであります。又こういふやうなやりかたによつて起るところの一つの代償として支払わされて来るところの思想的な面が、こういうやうなことによつてないといふことが、現在の情勢の中で果してこれは保障することができるといふか、こういう点を考えますときに、我々として義務教育の無償そのものを根本的な一つの教育政策の中に熱意を持つておるのであります、それがこういふ形で全くこれが一つの思考錯誤的なことによつて繰返されることによつて、再び六三制の混乱のやうなものを小型でここに繰返すといふことになり

はしないか。もつと／＼根本的に少くとも義務教育無償といふ名前をかぶせるのでありますから、これによつて現在非常に生活苦にさらされ、税の負担、物価の値上り、こういうところで殆んど教育の機会均等といふものは戦争前の形のような形に戻され、そして教育に對する権利を奪われていくところの多くの国民大衆に對して、もつと或る程度の少くともこの義務教育無償の名に値するだけの、これは襖を打込まない限りは、この問題に對して何ら根本的な解決をするものではない。これは悪意にとれば、これによつて実は四月に臨んでおるところの選挙対策である。こういう形で、やらないよりはやつたほうがいい、こういう形によつて実は微細なところの一つの予算を提出することによつて大衆にそのやうな幻想を振りまく。併し實質は何かといふと、殆んどこれは論議するに足りないところの形になります。こういうやうな欺瞞性に對して我々はこれを賛成することはできないのであります。我々はそういう点で、このやうな、ないよりはあれがいいといふやうな、實際は必要額の五百分の一とか、全く問題にならない。〇〇何％といふやうな形で出されて来るものを、而も財的な裏付けはなくても、併し精神はいじやないか、或いは親心がいいいじやないかといふやうに文相は説明されておるのですが、この説明そのものが非常にこれは一つの宣伝を目指しておるところのものと言わざるを得ない。こういうところの現在陥つておるところの文部行政の大きな矛盾がある。むしろわれ／＼はこういうやうな一つの欺瞞的な雰囲気といふものを打払つて、

もつと冷徹に、この時代の中に本當に大きく襖を打込むということが、目下の日本の教育を真に改革する途であり、それから又人民大衆が教育の平等権を奪われつつあるこの現象に對して、我々は解決を与えるところの途である、こういうふうな思ふのであります。むしろこういふやうな思考錯誤そのものから起るところの欠陥の面について、いろ／＼考えられるのであります。得るところよりもむしろ失うところが多いといふ点に立つものであります。こういう点から私はこの法案に對して反對せざるを得ないのであります。

〇矢嶋三義君 私は本法律案に賛成の意を表明するものであります。本法律案は理想への第一歩を踏み出したもので、その立法の趣旨は大変結構だと考へるものであります。審議の過程においても指摘されましたやうに、教科書行政の無計画と、その無責任のそしりは免れないと思ひます。今後立法の精神を十分發揚できるやう、この法の運用よろしきを得よう希望して賛成するものであります。最後に若干の希望を申し上げて置きます。それは当面の問題といたしましては、国庫補助で、不足する部分については必ず平衡交付金の積算の中に入れて地方財政を圧迫しないやうに善処すること。それから補助金の交付時期を提案理由にも書いてありますが、できるだけ速時、的確にされて、教科書の制度、供給の円滑を期するやうに考慮されたいこと、それから将来の問題といたしましては、この立法の精神を十分伸張さす意味におきまして、明年度において継続すると同時に、更に年次を逐つて上學年へと拡大するやうに努力すること。もう一つの点は、将来検定制度を育成する方向に参りまして、できるだけ早い機会に国定制度といふものを廢止される方向に検定制度を育成して頂きたい。以上の当面並びに将来への希望を申し上げまして、私は本法律案への賛成の意思を表明するものであります。

〇加納金助君 私は本法案に對しては、全体的に賛成の意を表するものであります。義務教育の無償配付といふことは、これは理想でありまして、すべての教科書を無償で配付するといふことは皆さんと共に私も念願してやまぬのであります。併しながら御承知のやうに敗戦後の日本の財政は相當の窮乏を依えておる。従いまして、理想のすべてをこれを一時に実現するといふことの不可能なことは皆様御承知の通りであります。敗戦後ここに五年、政府におきましては、一日も早くこの理想の実現を念願しておつたのでありますけれども、今申し上げましたやうな、あの破壊されたる財政の下においてはこれを實現することが困難である。それを幾多國費多端の際に當りまして、この理想の第一歩を踏み出したといふことは、私は政府に對してのむしろ賞讃すべきことじやないかと思ふ。すでに本年度においてその糸口を開いた以上は、来年、再来年におきましては、更に一步を進めて、そしてこの全教科書の無償配付の域に達するといふことは、私も政府を信じてよろからうと思ふのです。且つ又お話のありました用紙の問題もありませんが、この用紙の問題につきましても、しばしば政府当局が言明したごとくに、あらゆる方法を講じてこの教科書の用紙

に對しましては、必ずその質を保持せしむべく努める。殊に又物価におきましても、低廉なことを力を挙げて保証しておる、こういうことでありますから、私はこれに對しまして信じてよろうと思ふのです。又今お話のありました、何かこの教科書無償のことが來たるべき選挙に備へるというようなことは、私どもはこれは全く邪推と、こゝ論断せざるを得ないのであります。そういうようなことを考へるの下に、かような神聖な教科書の點を利用するといふようなことは万々ないと思は信じておるのであります。皆様と共に、私はこれに對しまして、全幅的の信頼をいたしまして、ここに賛成の意を表する次第であります。

○高橋道男君 私も本法案に賛成するものでござります。義務教育無償の大理想は一日も早くこれを實現いたしたいのでありますけれども、國家の現状からいたしまして、理想が突然實現によつて起り得るのではなしに、我々の努力によつて段階を経て實現せざるを得ないことは、やむを得ない現実でございます。ただこの問題に關しまして、私は本會議において教育予算と比べて甚だ比重が輕過ぎるというところに、文相並びに蔵相の御意見を伺いました際に、蔵相からはそこまで伺わなかつたのにもかかわらず、本年、二十六年からは各一学年の生徒に對しては教科書を全部無償で配付するがごとき言葉を与へられたのであります。従つて私は一年に入學する生徒の全部に教科書の無償配給があるものと、こゝういふように極く簡単に單純に存念しておつたのでありますけれども、現れた法案を見ますと、僅かに

に國語と算数の教科書にとどまるといふようなことになつておることは誠に意外でございまして、このことについては、當局の私は無計画とは思ひませぬけれども、計画の甚だ薄弱さに驚くのであります。併しこれも財政上の變動その他の理由によつて、一年生に對する教科書の全部を今すぐに無償配付できないといふことも了承いたしましたので、僅かに理想への第一歩を踏み出しただけでございまして、その意味においては賛成をしなければならぬと思ふのであります。もう一点附加えて置きたいのは、この法案におきましては、私は委員會の質疑の中にも伺つたのでありますけれども、國民たる児童に對しての差別感を持つておるといふことについては、どうしても納得できかねるのであります。學校經營の上において、公立學校、私立學校の別が存すること、これは當然だと思ふのであります。その私立學校の補助については幾分、或いは多分の國家からの援助の面において差等があることは當然だと思ふのでありますけれども、辻田政府委員の言われた、この法案の對象は児童であつて學校ではないといふことを伺いますれば、なお更のこと國民たる児童に差別を与へる、國家の恩恵の差を与へるというところは、國民養成の上に非常な汚点になることを私は恐れるのでありますけれども、二十六年度はともかくいたしまして、二十七年からは誠意を以てその點に對処するといふような約束に近い説明を得ておりますので、この點當局の誠意に信頼して、私はその點に強く希望を寄せて本案に賛成いたすものでござい

○委員長(堀越權郎君) 他に御発言はございせんか。御意見も尽きたようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀越權郎君) 御異議ないと認めます。
それではこれより採決に入ります。昭和二十六年に入學する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案、本案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。
〔起立者多数〕
○委員長(堀越權郎君) 多数でござい

ます。よつて昭和二十六年に入學する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案は多数を以て可決することにいたしました。
なお本會議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにいたしました。御承認願うことに御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀越權郎君) 御異議ないと認めます。
それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名をすることになつておりますから、本法案を可決することに賛成のかたは順次御署名を願ひます。
多数意見者署名
加納 金助 木内キヤウ
工藤 鐵男 大谷 肇潤
木村 守江 高田なほ子
高橋 道男 山本 勇造
大隈 信幸 矢嶋 三義

○委員長(堀越權郎君) 次に、日程第二、教科書の發行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案を上程いたします。
○岩間正男君 大体昨日いろ／＼な點について発案者並びに政府委員から承つたのであります。ただ一点、文部省の最高責任者として、御意見を確めて置きたいと思ひますので、文相にお尋ねしたいと思ひます。それは今度の法案が今までの供託金三分のものが一分になりますと、これによつて大体二億五千万円程度の金融措置が緩和される。こういうことになるといふことを昨日承つたのであります。が、全体としまして、補助金としては二億五千万円くらいで、そのうち三分の一になりますと、約八千万円程度だけが補助金ということになるので、あとの一億六千万円程度の金融が非常に緩和される、ここにまあ狙ひがあるわけなんです。それと連關しまして、そのいふような措置が法案によつてとられますれば、當然現在この地方で行われておりますところの教科書の代金を事前に、二月も三月も前に取立てるといふような問題であります。これはしばしば文部省のほうから通牒なんかも今まで出たものでありますけれども、末端のほうではこれは行われていないのであります。そして事前に教科書の代金を取立てまして、それがまあ配給機構の間でいろ／＼な金融措置のほうに廻されておる、或る場合にはそれが

ストツクされて浮貸しをされておるといふような実情も發生するわけであります。従つてこのような法案がこゝで通過を見れば、當然そのような、この一般の父兄に對しまして、非常に経済的に影響を持つような問題については當然取りやめられる措置をとられるのが、本法立法の趣旨から言つても當然だといふように考えられるわけですから、これにつきましては、政府委員並びに発案者のかたの御確約を承つたのであります。最高責任者の文相として、この法案の施行後においては、そのいふ事態は起らないように適當なこれは措置をおとりになる御意思が

